



福岡医発第 1255 号 (地)
令和 4 年 8 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 73)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、診療・検査医療機関において①外来受診前に配布された抗原定性検査キット等を用いて患者自身が検査を実施し、検査結果を持参した場合の取扱い、②都道府県等から無償譲渡された抗原定性検査キットを用いて医師が必要と判断し、検査を実施した場合の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 820 号（保険）
令和 4 年 7 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、診療・検査医療機関において①外来受診前に配布された抗原定性検査キット等を用いて患者自身が検査を実施し、検査結果を持参した場合の取扱い、②都道府県等から無償譲渡された抗原定性検査キットを用いて医師が必要と判断し、検査を実施した場合の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 73）
（令 4.7.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 28 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）

新型コロナウイルス感染症の臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「7月21日事務連絡」という。）において、診療・検査医療機関において外来受診前に抗原定性検査キットを配布する体制について示されているが、当該検査キット等を用いて患者自身が検査を実施し、検査結果を持参した場合であって、当該検査結果に基づき保険医療機関において医師が診療を行い、基本診療料等を算定する場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できるか。

（答）いずれも算定できない。

問2 SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、7月21日事務連絡において、都道府県等から無償譲渡された抗原定性検査キットを用いて、診療・検査医療機関において医師が必要と判断し、検査を実施した場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できるか。

（答）「疑義解釈資料の送付について（その91）」（令和4年2月3日厚生労働省保険局医療課事務連絡）のとおり、算定して差し支えない。

<参考>「疑義解釈資料の送付について（その91）」（令和4年2月3日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 SARS-CoV-2 核酸検出やSARS-CoV-2 抗原検出について、都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は検査料を算定できるか。

（答）都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は算定して差し支えない。